



株主の皆さまへ

第100期定時株主総会資料
(書面交付請求に伴う交付書面への記載を省略した事項)

2025年4月30日

イオン株式会社

証券コード:8267

目 次

■事業報告

- 当社の新株予約権等に関する事項 1頁
- 会社の体制および方針 3頁
- 会社の支配に関する基本方針 7頁

■連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書 10頁
- 連結注記表 11頁

■計算書類

- 株主資本等変動計算書 32頁
- 個別注記表 33頁

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

■事業報告

●当社の新株予約権等に関する事項

① 事業年度末日における当社執行役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数 (普通株式)	保有者数	発行価額	行使価額
第15回新株予約権 (2017年6月21日)	2017年7月21日～ 2032年7月20日	2個	200株	1名	1株当たり 1,515円	1株当たり 1円
第16回新株予約権 (2018年6月21日)	2018年7月21日～ 2033年7月20日	54個	5,400株	2名	1株当たり 2,176円	1株当たり 1円
第17回新株予約権 (2019年6月21日)	2019年7月21日～ 2034年7月20日	42個	4,200株	2名	1株当たり 1,618円	1株当たり 1円
第18回新株予約権 (2020年6月21日)	2020年7月21日～ 2035年7月20日	41個	4,100株	3名	1株当たり 2,224円	1株当たり 1円
第19回新株予約権 (2021年6月21日)	2021年7月21日～ 2036年7月20日	37個	3,700株	3名	1株当たり 2,655円	1株当たり 1円
第20回新株予約権 (2022年6月21日)	2022年7月21日～ 2037年7月20日	127個	12,700株	5名	1株当たり 2,001円	1株当たり 1円
第21回新株予約権 (2023年6月21日)	2023年7月21日～ 2038年7月20日	224個	22,400株	8名	1株当たり 2,568円	1株当たり 1円
第22回新株予約権 (2024年6月21日)	2024年7月21日～ 2039年7月20日	488個	48,800株	10名	1株当たり 3,146円	1株当たり 1円

※新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する執行役等報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しません。

■取締役(社外取締役を含む)が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権はございません。

■新株予約権の行使の条件(各回共通)

- ・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者と報酬委員会で判断した者を含む)の地位にあることを要します。ただし、当社の執行役等を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとしております。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとしております。

② 事業年度中に当社の従業員、子会社の役員および従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

イ. 当社の従業員
なし

ロ. 当社の子会社役員および従業員

名 称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	交付者数	発行価額	行使価額
第22回新株予約権 (2024年6月21日)	2024年7月21日～ 2039年7月20日	351個	35,100株	18名	1株当たり 3,146円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件は、前記①と同様

●会社の体制および方針

(1) 当社のコーポレートガバナンスの基本的な考え方

イオンは「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。」という基本理念を全ての企業活動の指針とした経営を追求してきました。

このような価値観に基づき、当社のコーポレートガバナンスのあり方を、以下の5つの基本姿勢を中核とした「コーポレートガバナンス基本方針」として定めています。

i お客さま基点、現場主義による価値創造

お客さまの幸福感の実現を最大の企業使命として、お客さまとの接点である現場主義を貫き、常にお客さま基点で考えることで、変化するお客さまのニーズに対応した最適な価値創造を追求します。

ii 最大の経営資源である人間の尊重

人間こそが最大の経営資源であるとの信念に基づき、従業員を尊重し、多様性を重視し、教育機会を積極的に提供することで従業員が自己成長に努め、強い絆で結ばれ、お客さまへの貢献を至上の喜びとする従業員で構成された企業を目指します。

iii 地域社会とともに発展する姿勢

地域社会の一員、心を持った企業市民として、同じ地域社会の参加者であるお客さま、従業員、株主、取引先とともに発展し、地域社会の豊かさ、自然環境の持続性、平和に貢献することを目指します。

iv 長期的な視野と絶えざる革新に基づく持続的な成長

お客さま、地域社会の期待に応え続けるために、変化する経営環境に対応するための絶えざる革新に挑戦することで、長期的な視野に立った価値創造を伴う持続的な成長と、グループ全体の継続的な価値向上を志向する経営に努めます。

v 透明性があり、規律ある経営の追求

お客さま、ステークホルダーとの積極的な対話に努め、評価を真摯に受け止め、常に自らを律することで、透明性と規律がある経営を追求します。

- (2) 監査委員会の職務の遂行のために必要な事項ならびに執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制

【取締役会の決議の概要】

① 監査体制関連事項

- ・内部監査部門は監査委員会の職務の補助を行い、内部監査部門の異動については、監査委員会の同意を必要とする。
- ・グループ全体を対象とした内部監査・内部統制の状況およびグループの全従業員を対象とした内部通報制度への通報内容は、定期的に監査委員会に報告される。
- ・内部監査部門は、重要な会議に出席するほか、執行役等からその職務執行状況の報告を聴取し、監査委員会に報告する。

② 情報保存管理体制

- ・各会議議事録は事務局によって作成・保管され、決裁書は立案者によって保存・管理される。

③ リスク管理体制

- ・リスクマネジメント管掌(リスクマネジメント委員会を招集)を設置し、イオン・マネジメントコミッティ(最高経営会議)のもとにリスクマネジメント体制およびガバナンス体制を構築するとともに、その運用状況を内部監査部門が監視する。
- ・取引を含め、反社会的勢力を排除すべく、社内規程の整備や調査を実施し、外部専門機関および捜査機関等との緊密な連携を通じ、組織として対応する。
- ・財務報告に係る内部統制構築(いわゆる「J-SOX法」への対応)に関し、グループ会社を含め取り組む。

④ 効率的職務執行体制

- ・職務責任権限規程により、各職位の職務および権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、協議先部門を定めて牽制機能を果たす。

⑤ コンプライアンス体制

- ・遵守すべき規範を定め、グループ全従業員に徹底するとともに、コンプライアンス指導を定期的を実施し、最新の法改正に対応したコンプライアンス体制を構築する。

⑥ グループ会社管理体制

- ・グループ会社に対して、事業別・機能別に開催する会議体等において経営計画を審議するとともに、グループ本社として本社各部門が業務指導を行い、各社の経営の自主性・独自性を保持しつつ、一体的なグループ経営を進める。

【運用状況について】

当社は、グループ全体を視野に入れた基本理念に基づく経営により、透明性、公正性を担保し、持続的かつ安定的な経営の実践に努めています。これらを支える仕組みとして、内部統制に係る体制整備やコンプライアンス、リスクマネジメントの進化に常に取り組んでいます。また、実践するための企業統治体制として、指名委員会等設置会社を選択しています。経営の監督と業務執行を明確に分離し、執行役に大幅な権限移譲を行い、迅速な経営の意思決定を実現する体制を整える一方、社外取締役を過半数とする指名委員会・監査委員会・報酬委員会の3委員会を設置し、経営の透明性と客観性を担保しています。

監査体制については、監査委員全員を独立社外取締役とすることで、監査委員会の独立性を最大限に保ち、透明性の高い監査を行っています。また、当社では、他の業務執行から独立した内部監査担当部署として「経営監査室(専任30名)」を設置するとともに、グループ各社の監査活動については、グループ各社の内部監査部門の監査結果やCSA(統制自己評価)の報告内容を経営監査室が指導・支援する体制としております。

経営監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社およびグループ各社に対する内部監査を行うとともに、グループ各社の内部監査実施状況をモニタリングすること等を通じ、内部統制システムが有効に機能していることを確認しております。

コンプライアンス体制については、遵守すべき規範を定め、グループ全従業員に徹底するとともに、コンプライアンス意識の浸透・醸成を図るための研修を定期的実施しています。また、法令や倫理規定に違反する行為の未然防止および早期発見を目的として、当社および社外連絡先を窓口とする内部通報制度を2004年度より稼働させ、グループ全体のコンプライアンスの推進および課題解決に取り組んでいます。グループの内部通報制度の整備拡充として、2020年に国内各社を対象とした弁護士事務所通報窓口(役員が関与する不正行為専用窓口)を設置し、2021年には、海外(中国・アセアン他)各社に対象を拡大しました。あわせてお取引先さま用の通報窓口も設置しています。

情報保存管理体制については、情報の適切な保存・管理および漏洩防止のため「内部情報管理および内部者取引(規制に関する規程)等の各種社内規程を整備し、情報管理および機密情報漏洩の防止に努めています。

リスク管理体制については、リスクマネジメント管掌を配置し、リスクマネジメント委員会を開催しています。同委員会では、リスクアセスメント等により優先順位の高いリスクを抽出したうえで、対応およびその効果について進捗管理を実施し、イオンの執行役にリスク管理状況および対応を報告・提案しています。加えて、リスクマネジメント委員会の分科会として人権デュー・ディリジェンス委員会を立ち上げ、イオングループを取り巻く重点人権課題の特定、評価、重点人権課題発生確率の低減に向けた取り組みの実効性強化を進めました。また、事業継続に大きな影響を及ぼすサイバー攻撃への対応についても重点課題としてグループ情報セキュリティ事務局を設置し、サイバー攻撃によるシステム停止などの事業継続リスクに対応しています。なお、特に影響度の高いリスクについては、部門横断のタスクフォースを編成し、リスクの予見・予知・予防に努めてまいります。

反社会的勢力の排除に向けては、取引を含め、防犯規程等の社内規程の整備や調査を実施し捜査機関等との緊密な連携を通じ、組織として対応しています。

財務報告に係る内部統制構築においては、経営者が信頼性のある財務報告を作成する方針等を明確に示し、方針や指示が財務報告の作成に関連する連結子会社に伝達される体制の整備を行うなどグループ会社と一体となって取り組んでいます。また、運用状況については、経営監査室により確認されています。

グループ会社管理に関しては、当社が管理する事業毎の方針や予算について事業別・機能別に開催する会議体等を通じて、グループ共通の重要課題の審議や情報共有を行っています。またリスクマネジメント委員会の分科会として子会社ガバナンス委員会を立上げ、子会社を有する事業会社を横断的に管理しています。特に重要な案件については、イオンの執行役と協議して持株会社としての意思決定をするとともに施策と数値の進捗管理をしています。また、国内主要グループ会社の監査役による実務研究・情報交換等に関する会議を定期的実施したほか、グループ横断的な会議を通じて、各社の経営の自主性・独自性を保持しつつ、一体的なグループ経営を進めています。

●会社の支配に関する基本方針

① 基本理念に基づく経営の実践

イオンは、基本理念に基づく長期的な視点での地域や社会と共生する経営、広範かつ複合的な事業展開が、グループ全体の企業価値向上に資するとの考え方を基本としており、基本理念に賛同し、その具現化に向けた経営を志向する真摯な提案であれば、歓迎します。一方で、基本理念にそぐわない経営方針への変更は、グループへ与える影響が大きく、同時に地域社会への影響も懸念され慎重な対応が求められます。

経営方針の変更に関しては、90万人を超える株主の皆さまが適切にご判断いただけるよう、十分かつ正確な情報と時間の確保が必要であると考えます。加えて、地域のインフラ機能の役割を果たすための責任があります。

グループの経営にあたっては、多くのステークホルダーとの間に築かれた関係、財務資本のみならず、人的資本、社会・関係資本、自然資本などの価値を十分にご理解いただきたいと考えております。

② 大量株式取得が行われた場合の対応方針の内容

この対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(以下、このような買付行為を「大量株式取得」といい、大量株式取得を行い又は行おうとする者を「大量株式取得者」といいます。))に関する対応方針であり、情報提供に関するルールと当社による対抗措置の発動をその内容とします。

情報提供に関するルールとは、①大量株式取得者は当社取締役会に対して大量株式取得に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後のみ、大量株式取得者は大量株式取得を開始することができるというものです。

大量株式取得者がルールを遵守しない場合、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て又はその他法律及び当社定款により認められる対抗措置により、当該大量株式取得に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択します。

当社取締役会は、ルールの透明・公平な運用のために大量株式取得者から大量取得に向けた意向表明書を受領し次第、独立委員会を設置、独立委員会は、株主全体の利益を損なうものかどうか等について総合的に評価・判断を行い、その意見および理由を当社取締役会に提出します。当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重し、さらに弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受け、当社取締役会としての評価、判断及び意見等を慎重にとりまとめ、公表します。

大量株式取得者がルールを遵守した場合は、原則として当社は当該大量株式取得に対する対抗措置は取りません。但し、当社取締役会又は独立委員会において、当該大量株式取得が「当社株主全体の利益を著しく損なうもの」に該当するとの評価に至った場合は、大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合に準じます。

なお、ルールを含む本件方針は、定期的な見直しを行うために、2027年に開催予定の定時株主総会の終結時までとしています。本件方針の廃止について特段の制約は設けていません。当社取締役会が、本件方針の内容について当社株主の皆さまに実質的に影響を与えるような変更を行う場合には、改めて当社株主総会に付議し株主の皆さまのご判断を仰ぎます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）または、
- (ii) 当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量株式取得者および当該特別関係者の株式等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。
各株式等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：「当社株式等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

「大量株式取得者」とは、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。

注4：「当社株主全体の利益を著しく損なうもの」とは、大量株式取得者が、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合、②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量株式取得者等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合、③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大量株式取得者等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合、④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合、⑤大量株式取得者の提示する当社株式買取方法が、2段階目の株式買取条件を1段階目よりも不利に設定する態様の2段階買取方式である場合、その他、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の不利な売却を強要するおそれがあると判断される場合、⑥大量株式取得者の提示する対価が株主にとって著しく不利益またはハイリスクとなりうるオプション権であるなど、当社株式買付に関連する取引の仕組み、取得方法が株主共同の利益の観点から著しく不当である場合、⑦大量株式取得者の経営陣または主要株主に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条の定める暴力団、暴力団員等の反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量株式取得者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると客観的かつ合理的な根拠をもって判断される場合を想定しています。

③ 本件対応方針についての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

イオンは、経営方針の変更に際しては、株主の皆さまのために十分な情報提供や検討期間の確保を行う必要があること、経営方針の変更による地域社会への影響など、多くの議論を経て、2024年4月10日開催の当社取締役会において全員一致により決定の上、「当社株式の大量取得行為に関わる対応方針の承認の件」を2024年5月29日開催の第99期定時株主総会に付議し、株主の皆さまの承認を得ております。また、2025年4月11日開催の当社取締役会においても改めて本件対応方針について、総合的に評価を行いました。

独立社外取締役が過半数である当社取締役会は、上記対応方針は、基本方針および当社の株主の共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

[連結]

■連結計算書類

●連結株主資本等変動計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年3月1日残高	220,007	288,337	425,596	△20,543	913,399
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△32,570		△32,570
親会社株主に帰属する当期純利益			28,783		28,783
自己株式の取得				△13	△13
自己株式の処分		10,305		7,268	17,574
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△293			△293
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加高			854		854
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	10,012	△2,932	7,254	14,334
2025年2月28日残高	220,007	298,350	422,664	△13,288	927,734

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
2024年3月1日残高	68,233	417	67,154	4,916	140,720	1,155	1,031,925	2,087,201
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△32,570
親会社株主に帰属する当期純利益								28,783
自己株式の取得								△13
自己株式の処分								17,574
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△293
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加高								854
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△61,033	371	31,261	10,175	△19,224	166	38,748	19,689
連結会計年度中の変動額合計	△61,033	371	31,261	10,175	△19,224	166	38,748	34,024
2025年2月28日残高	7,199	788	98,415	15,091	121,495	1,321	1,070,674	2,121,226

●連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1-1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数……306社

主要な連結子会社の名称：

イオンリテール(株)、イオン九州(株)、イオン北海道(株)、(株)サンデー、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)、マックスバリュ東海(株)、(株)フジ、ミニストップ(株)、ウエルシアホールディングス(株)、イオンフィナンシャルサービス(株)、(株)イオン銀行、イオンモール(株)、(株)イオンファンタジー、イオンディライト(株)、(株)コックス、(株)ジーフット、(株)キャンドゥ、AEON CO. (M) BHD.、AEON STORES (HONG KONG) CO.,LTD.、AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.、AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.、AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD

(2)非連結子会社の数……10社

非連結子会社の名称：

(株)フジモーターズ、(株)フジ・ハートデリカ、(株)フジ・ハートクリーン、(株)フジファーム、(株)FNクリーン、(株)フジ・レンタルリース、(株)フジすまいるファーム飯山、ウエルシアオアシス(株)、ウエルシアリテールソリューション(株)、ウエルシアケアトランスポート(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

1-2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用関連会社の数……26社

主要な会社の名称：

(株)ベルク、(株)メディカルー光グループ、(株)マリ

モ、イオンリート投資法人、(株)やまや

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社（(株)フジモーターズ他14社）は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
(3)持分法の適用の手続について特に記載する必要がありますと認められる事項

債務超過会社に対する持分額は、当該会社に対する貸付金等を考慮して貸付金等の消去及び流動負債その他を計上しております。

1-3. 連結の範囲の変更

(1)以下の12社を新たに連結子会社としております。

設立：AEON MALL (HUNAN) XIANGJIANG NEW AREA BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD.、Kunshan Mall Investment Limited、KUNSHAN MALL REAL ESTATE DEVELOPMENT CO.,LTD.、永旺永楽（香港）物業服務集团有限公司、AEON ENTERTAINMENT ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.

株式取得：

(株)とをしや薬局、(株)エクスチェンジ、(株)エクスチェンジソリューションズ、(株)エクスチェンジクリエイティブ、ウエルシアパートナーズ(株)、Post and Telecommunication Finance Company Limited、イオンデモンストレーションサービス(株)

(2)以下の15社を連結の範囲から除外しております。

合併：(株)ボンベルタ、マックスバリュ西日本(株)、(株)フジ・リテイリング、(株)フジデリカ・クオリティ、マックスバリュ南東北(株)、フジ・TSUTAYA・エンターテイメント(株)、(株)とをしや薬局、(株)協栄エイアンドアイ、(株)東京イースト動物医療センター

清算：松阪商業開発(株)、愛服斯信貸服務系統軟件
開發（天津）有限公司、AEON ASIA SDN.
BHD.

売却：イオンプロダクトファイナンス(株)

関連会社へ移行：

蘇州市濱永物業服務有限公司、蘇州市越永
物業服務有限公司

1－4．社名変更

以下の4社は当連結会計年度において、社名変更し
ております。

WELCIA SINGAPORE PTE.LTD.

(旧社名：WELCIA-BHG (SINGAPORE) PTE.LTD.)

AEON MALL LONG BIEN CO.,LTD.

(旧社名：AEON MALL HIMLAM CO.,LTD.)

蘇州市星小二商務服務有限公司

(旧社名：蘇州上品洗濯服務有限公司)

イオンデモンストレーションサービス(株)

(旧社名：イオンデモンストレーションサービス(有))

1－5．持分法の適用の範囲の変更

(1)以下の3社を新たに持分法適用関連会社としてお
ります。

設立：(株)つなぐ

連結子会社より移行：

蘇州市濱永物業服務有限公司、蘇州市越永
物業服務有限公司

(2)以下の2社を持分法適用関連会社から除外してお
ります。

保有比率の減少：(株)タカキュー

連結子会社へ移行：

イオンデモンストレーションサービス(株)

1－6．連結子会社の事業年度等に関する事項

(1)連結子会社の決算日は以下を除き、連結決算日と
一致しております。

AFSコーポレーション(株) 他10社

…………… 3月31日

TASMANIA FEEDLOT PTY.LTD.

…………… 6月30日

AEON STORES (HONG KONG) CO.,LTD. 他113社

……………12月31日

(2)上記に記載した126社のうち、AFSコーポレーショ
ン(株)他16社については、連結決算日から3ヶ月以内
の一定日現在で仮決算を実施したうえ連結しており
ます。また、他の109社については、連結決算日と
の間に生じた重要な取引について必要な調整を行っ
たうえ連結しております。

1－7．会計処理基準に関する事項

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

………決算日の市場価格等に基づく時価法（評
価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

………移動平均法による原価法

(2)デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ………時価法

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

主として売価還元平均原価法（貸借対照表
価額については収益性の低下に基づく簿価
切下げの方法）であります。一部の国内
連結子会社は主に移動平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に
基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額
については収益性の低下に基づく簿価切下げ
の方法）

(4)固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を
除く）

主として経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の主な耐用年数として以下の年数を採用しております。

建物及び構築物

(営 業 店 舗) 20～39年

(事 務 所) 30～50年

(建物附属設備) 2～18年

(構 築 物) 2～44年

工具、器具及び備品 2～20年

そ の 他

(車 両 運 搬 具) 4～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（主として5年以内）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、国内連結子会社は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

④ 使用権資産（有形固定資産その他）

在外連結子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリース取引を使用権資産として計上しており、減価償却方法は定額法によっております。

(5)重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、総合金融事業を営む一部の在外子会社では国際財務報告基準第9号「金融商品」を適用し、予想信用損失に基づく減損モデルを使用し、期末日時点における信用リスクに応じて必要額を計上しております。

なお、銀行業を営む連結子会社は予め定めている償却・引当基準に則り、主として次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部門等が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員及び時間給制従業員に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に負担する金額を計上しております。

③ ポイント引当金

一部の連結子会社が実施するポイント制度において、商品の販売以外で顧客に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備え、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 店舗閉鎖損失引当金

一部の連結子会社は、店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

⑥ 偶発損失引当金

一部の連結子会社は、将来発生する可能性のある偶発損失に備え、偶発事象毎に個別のリスク等を勘案し、合理的に算出した負担損失見込額を計上しております。

⑦ 利息返還損失引当金

金融サービス業を営む一部の連結子会社は、将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(6)重要な収益及び費用の計上基準

① 商品の販売に係る収益認識

小売事業を営む一部の連結子会社は、店舗及びネットスーパー等のEコマースにおいて、主に食品、日用品、衣料品、医薬品、雑貨等の商品の販売を行っており、顧客に対して当該商品の引渡を行う履行義務を負っております。店舗での商品の販売については、通常、商品を引き渡した時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。なお、これらの商品の販売のうち、消化仕入等、当社の連結子会社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払

額を差し引いた純額で収益を認識しております。Eコマースでの商品の販売については、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、当該商品の出荷時に収益を認識しております。

② ポイント制度に係る収益認識

一部の連結子会社が実施するポイント制度においては、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定されたポイントの独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

③ 商業施設の運営に係る収益認識

ディベロッパー事業を営む一部の連結子会社は、テナントとの出店契約に基づき、当該連結子会社が運営する商業施設の管理者として、施設管理業務、設備に関する維持管理業務、テナントの便益となる販売促進活動等を実施する履行義務を負っております。これらのサービスは、履行義務の充足につれてテナントへサービスが提供されるため、テナントとの契約期間にわたり、主に時の経過に基づき収益を認識しております。なお、顧客との出店契約に基づく不動産賃貸取引に係る履行義務については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき収益を認識しております。

④ 金融サービスに係る収益認識

金融事業を営む一部の連結子会社は、クレジットカード業務、電子マネー業務、預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務等の金融サービスに係る役務の提供を行っており、顧客に対して当該役務の提供を行う履行義務を負っております。これらの役務の提供については、主に約束した財又はサービスを顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額等で収益を認識しております。

(7)退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(8)重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(9)重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約及び通貨スワップについては、振当処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段） （ヘッジ対象）

為替予約……………外貨建金銭債権債務及び外貨
建取引等

通貨スワップ……………外貨建借入金

金利スワップ……………借入金及び社債

③ ヘッジ方針

為替予約及び通貨スワップは為替変動リスクを回避する目的で、また、金利スワップは金利変動リスクを回避する目的で行っております。なお、デリバティブ取引については管理規程に基づき、担当執行役又は担当取締役の承認を得て行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(10)のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、発生日以後、投資効果の発現する期間等（5年～20年）で均等償却し、少額なものは発生時に一括償却しております。のれんが発生した主な会社別の当初金額と償却期間は次のとおりであります。

イオンモール(株)：55,625百万円 20年

(旧(株)ダイヤモンドシティ)

ウエルシアホールディングス(株)：

54,024百万円 20年

オリジン東秀(株)：41,903百万円 20年

Post and Telecommunication

Finance Company Limited ※：

22,217百万円 20年

(株)イオン銀行 ：21,810百万円 20年

※Post and Telecommunication Finance Company Limitedののれんの金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(11)責任準備金の積立方法

保険契約準備金の大部分を占める責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方法により計算していません。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（1996年大蔵省告示第48号）
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

1－8. 追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、中長期的な企業価値向上を図ることを目的とし、信託型従業員持株インセンティブ・プランとして「従業員持株ESOP信託」（以下、「ESOP信託」という。）を導入しております。

ESOP信託に関する会計処理については、総額法を適用しており、ESOP信託が所有する当社株式は純資産の部に自己株式として表示しております。なお、当連結会計年度末において、総額法の適用により計上されている自己株式の帳簿価額は198百万円、85,700株、長期借入金（1年内返済予定含む）の帳簿価額は650百万円であります。

2. 表示方法の変更にに関する注記

2－1. 連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「特別損失」に区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」は、金額の重要性が乏しくなったため、「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、見積り特有の不確実性により、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

3－1. 固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
有形固定資産	3,599,604
無形固定資産	416,147
投資その他の資産 その他 ※	160,242

※投資その他の資産の「その他」に含まれる長期前払費用であります。

なお、連結損益計算書に計上された減損損失の詳細については、「5. 連結損益計算書に関する注記 5－6. 減損損失」に記載のとおりであります。

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、主要な固定資産として、ショッピングセンターをはじめ、様々な業態の商業施設を国内外に保有しております。連結貸借対照表に計上された固定資産の減損の検討及び金額の算出における、資産のグルーピングの方法及び回収可能価額の算定方法、並びに減損損失の認識に至った経緯については、「5. 連結損益計算書に関する注記 5－6. 減損損失」に記載のとおりであります。

なお、海外の資産グループについては、国際財務報告基準に準拠した方法によっております。

② 主要な仮定

減損損失の認識及び使用価値の算定における将来キャッシュ・フローの見積りについては、主として経営者により承認された中長期計画の前提となった数値を基礎とし、現在の使用状況及び合理的な使用計画、追加投資計画等を考慮することとしております。中長期計画の前提となった数値は、経営者の判断を伴う主要な仮定の影響を受けますが、これらの主要な仮定として、将来の売上収益の成長予測、テナント賃料や稼働率の予測、売上原価、人件費や家賃、光熱費等の販売管理費の変動予測等に、店舗の周

辺環境の変化や人口動態、原材料価格や物流コストの変動及び店舗のリニューアル、テナントの出退店、販促活動等を考慮して織り込んでおります。

- ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
- これらの主要な見積り及び仮定には、物価やエネルギー価格、為替の動向等、不確実性が高い要素が含まれており、予測を大きく上回る経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更等により、将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

3-2. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
繰延税金資産	164,381

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の計上にあたっては、当社及び連結子会社の各社において、企業会計基準適用指針第26号による企業分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が、将来の税負担額を軽減する効果を有するかどうかで回収可能性を判断し、当該効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の算出に用いる税率は、期末日時点において制定、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、一時差異が解消する又は繰越欠損金を使用される期に適用されると予想される税率を用いております。

② 主要な仮定

将来の税負担額を軽減する効果を有するかどうかの判断については、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プ

ランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかで判断しておりますが、その過程において、将来の一時差異等加減算前課税所得の金額及び発生時期の見積り、一時差異の解消時期の見積り等の一定の見積りを行っております。これらの見積りについては、主として経営者により承認された中長期計画の前提となった数値を基礎とし、当社グループ内で用いている予算、過去の実績、将来の経営環境のほか、当社グループ内での経営統合や事業再編等により見込まれる効果等を考慮して算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定には、物価やエネルギー価格、為替の動向等、不確実性が高い要素が含まれており、予測を大きく上回る経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更のほか、当社グループ内での経営統合や事業再編等により、課税所得の見積額や税効果の企業分類等に変更が生じ、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額が発生する可能性があります。また、税制改正等により適用する実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3-3. 貸倒引当金

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
貸倒引当金（流動資産）	134,719

なお、連結貸借対照表に計上された金融商品に係る貸倒引当金の金額の内訳については、「7. 金融商品に関する注記」に記載のとおりであります。

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、主要な債権として、総合金融事業を営む当社の一部の連結子会社の扱うクレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービスに伴う営業債権を保有しており、当該営業債権等の貸倒れによる損失に備えて貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金の算出方法は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 1-7. 会計処理基準に関する事項 (5)重要な引当金の計上基準 ①貸倒引当金」に記載のとおりであります。

② 主要な仮定

総合金融事業の営業債権については、商品種類や返済状況等に基づく債権区分毎に、過去に有していた営業債権と同程度の損失が発生すると仮定しております。また、予想信用損失に基づく減損モデルを適用している一部の在外子会社の将来予測においては、過去の貸倒実績とマクロ経済指標等の相関関係及びその見通しに関する仮定を含んでおります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定について、各国の経済環境等の予測を大きく上回る変化により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、総合金融事業の営業債権を含む金融商品のリスクの内容やリスク管理体制については、「7. 金融商品に関する注記」に記載しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

4-1. 有価証券の内訳

銀行業における有価証券	768,296百万円
銀行業における買入金銭債権	79,348百万円
保険業における有価証券	15,049百万円
その他	11,703百万円
合計	874,398百万円

4-2. 棚卸資産の内訳

商品	635,437百万円
原材料及び貯蔵品	14,517百万円
合計	649,955百万円

4-3. 有形固定資産減価償却累計額

3,563,323百万円

4-4. 担保に供している資産及び対応する債務

(1)担保に供している資産

建物等	18,962百万円
土地	22,095百万円
有価証券	189,583百万円
売掛金及び営業貸付金	4,021百万円
流動資産 その他 (注)	20,791百万円
合計	255,454百万円

(注) デリバティブ取引に係る差入保証金であります。

(2)対応する債務

短期借入金	3,600百万円
流動負債 その他	9,532百万円
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	223,994百万円
預り保証金 (1年内返済予定分を含む)	883百万円
合計	238,010百万円

4－5. 宅地建物取引業法に基づき担保に供している資産

投資有価証券	14百万円
差入保証金（1年内償還予定分を含む）	25百万円
合計	39百万円

4－6. 銀行業を営む連結子会社が為替決済等の担保に供している資産

現金及び預金	67百万円
有価証券	52,898百万円
合計	52,965百万円

4－7. 営業貸付金

金融サービス業を営む連結子会社の営業債権であります。

4－8. 銀行業における貸出金

銀行業を営む連結子会社の貸出金であります。

4－9. 貸出コミットメント

(1)金融サービス業又は銀行業を営む連結子会社は、クレジットカード業務に付帯するキャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	10,765,408百万円
貸出実行額	589,174百万円
差引：貸出未実行残高	10,176,233百万円

なお、上記には、流動化の対象とした債権に係る金額を含んでおります。

また、当該貸出コミットメント契約においては、借入人の資金使途、信用状態等に関する審査が貸出の条件となっているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

(2)銀行業を営む連結子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで

資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,622百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が1,565百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当該連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

また、合同運用指定金銭信託に対する流動性補完のため、極度貸付に関する契約を締結しております。当契約の融資未実行残高は54,428百万円であり、1年以内に融資実行の可能性があるものは、22,602百万円であります。当契約はリファイナンス時の一時的な資金調達力の低下を回避することを目的としております。また、契約上、融資実行については、選択権が付与されており、貸出実行が約束されているものではありません。

4－10. 保証債務等

(1)債務保証 9,787百万円

主に、連結子会社が営む一般顧客向け信用保証業務に係るものであります。

(2)経営指導念書等

当社は、一部の関連会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差入れております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第61号）に基づく保証類似行為に該当するものではありません。

[連結]

5. 連結損益計算書に関する注記

5－1. 顧客との契約から生じる収益

営業収益のうち顧客との契約から生じる収益の金額については「9. 収益認識に関する注記 9－1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

5－2. 売上総利益

売上高から売上原価を控除した金額であります。

5－3. 営業総利益

営業収益合計から営業原価合計を控除した金額であります。

5－4. 固定資産売却益の主な内訳

物件名	金額 (百万円)
ピアシティ宮代他4物件 (底地)	2,952
ダイエー新在家店	1,979
その他	1,403
合計	6,334

5－5. 投資有価証券売却益

主に政策保有株式の売却によるものであります。

5－6. 減損損失

当社及び連結子会社は、当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1)減損損失を認識した資産グループの概要

①GMS事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	115	5,149
		関東	187	2,678
		中部	58	3,061
		西日本	144	5,401
遊休資産	土地	北日本	4	405
合計			508	16,696

②SM事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗等	土地及び建物等	中部	159	1,063
		西日本	250	5,066
	建物等	北日本	64	73
		関東 ベトナム 社会主義共和国他	446	8,620
遊休資産	土地及び建物等	西日本	15	876
合計			1,069	16,425

③DS事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	1	40
		関東	31	450
		中部	5	517
合計			37	1,008

④ヘルス&ウェルネス事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗等	土地及び建物等	中部	94	2,981
		西日本	155	5,059
	建物等	北日本	24	567
		関東	199	3,877
	のれん	関東	—	368
合計			472	12,853

⑤総合金融事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	関東	2	28
		フィリピン共和国	2	18
		ベトナム 社会主義共和国	1	2
合計			5	48

⑥ディベロッパー事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	3	1,081
		関東	4	159
		中部	1	8
		西日本	3	1,387
		中華人民共和国他	9	5,594
合計			20	8,232

⑦サービス・専門店事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗等	土地及び建物等	関東	109	1,729
	建物等	北日本	48	444
		中部	39	175
		西日本	71	522
		中華人民共和国他	134	2,220
	のれん	関東	—	7
		西日本	—	204
合計			401	5,304

⑧国際事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	中華人民共和国	6	195
		マレーシア	4	462
遊休資産	土地	ミャンマー連邦共和国	1	1
合計			11	658

⑨その他事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	中部	1	15
合計			1	15

(2)減損損失の認識に至った経緯

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び、遊休状態にあり今後使用目処が立っていない国内の資産グループについては、資産

グループから生み出される割引前将来キャッシュ・フローの見積りの総額が帳簿価額を下回った場合に、海外の資産グループについては割引後将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3)減損損失の金額

種類	金額 (百万円)
建 物 及 び 構 築 物	32,445
土 地	2,461
工 具、 器 具 及 び 備 品	9,744
の れ ん	580
リ ー ス 資 産	8,863
そ の 他 ※	7,149
合計	61,244

※その他には、無形固定資産、投資その他の資産の「その他」に含まれている長期前払費用を含んでおります。

(4)資産のグルーピングの方法

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

(5)回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、使用価値もしくは、正味売却価額（国内の資産グループ）又は処分コスト控除後の公正価値（海外の資産グループ）のいずれか高い金額により測定しております。正味売却価額及び処分コスト控除後の公正価値は、資産グループの時価から処分費用見込額を控除することにより算定しておりますが、土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準又は固定資産税評価額等を基に算定した金額により、その他の固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しており、処分費用見込額には建物解体等の原状回復費等、取引先に対する退店違約金等を織り込んでおります。

[連結]

また、使用価値は、見積もられた将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しておりますが、その際に用いられる税引前の割引率は、貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローがその見積り値から乖離するリスクの両方を反映したものとして、負債資本コストと株主資本コストを加重平均した店舗の所属する国・地域等に応じた資本コストを使用しており、一部の連結子会社においては、その算定ロジックについて必要に応じて企業価値評価の専門家の助言を得ています。割引率については、主として3.1%～19.8%を使用しております。

5－7. 固定資産除却損の主な内訳

種類	金額 (百万円)
建物及び構築物	1,879
工具、器具及び備品	568
その他	813
合計	3,261

5－8. 関係会社株式売却損

連結子会社であったイオンプロダクトファイナンス㈱の株式譲渡によるものです。

5－9. 貸倒関連費用

総合金融事業を営む一部の連結子会社が発行するクレジットカードにおいて、国内カードショッピングで提供している特定の決済サービス・特殊な条件下でのみ行われるオフライン取引（お客さまが商品等を購入する際に、カード会社による照会を行わない一部の取引）の一部について、第三者の不法行為による不正利用と認められた取扱金額を特別損失に貸倒関連費用として計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

6－1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式	普通株式	871,924	—	—	871,924	
自己株式 (うち従業員持株ESOP信託)	普通株式	16,023 (1,115)	3 (—)	5,097 (1,029)	10,929 (85)	(注) 1、2

- (注) 1 当連結会計年度増加自己株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。
- (注) 2 当連結会計年度減少自己株式数は、従業員持株ESOP信託における株式売却、新株予約権の行使、当社株式を保有する関連会社の除外による変動、京成電鉄㈱との資本業務提携を目的とした第三者割当による自己株式の処分及び単元未満株式の買増請求に伴う売渡によるものであります。

6－2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(1－1) 2024年4月10日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 15,427百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 18円
- ④基準日 2024年2月29日
- ⑤効力発生日 2024年5月1日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式（2024年2月29日基準日：1,115,400株）に対する配当金が含まれています。

(1－2) 2024年10月9日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 17,142百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 20円
- ④基準日 2024年8月31日

- ⑤効力発生日 2024年10月28日
- (注) 1 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式（2024年 8 月31日基準日：613,200株）に対する配当金が含まれております。
- (注) 2 1株当たり配当額には、記念配当 2 円が含まれております。

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年 4 月11日開催の取締役会において、次の議案を付議します。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 17,222百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 20円
- ④基準日 2025年 2 月28日
- ⑤効力発生日 2025年 5 月 1 日

- (注) 1 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式（2025年 2 月28日基準日：85,700株）に対する配当金が含まれております。
- (注) 2 1株当たり配当額には、記念配当 2 円が含まれております。

6－3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数(千株)
第11回新株予約権	普通株式	6
第13回新株予約権	普通株式	1
第15回新株予約権	普通株式	8
第16回新株予約権	普通株式	22
第17回新株予約権	普通株式	14
第18回新株予約権	普通株式	12
第19回新株予約権	普通株式	13

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数(千株)
第20回新株予約権	普通株式	33
第21回新株予約権	普通株式	36
第22回新株予約権	普通株式	85
合計		235

7. 金融商品に関する注記

7－1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、GMS事業（総合スーパー）を核とした小売事業を中心に、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しています。これらの事業を行うため、資金運用については、主として安全性の高い定期性預金等の金融資産に限定し、資金調達については、銀行借入等による間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、株式発行、債権流動化による直接金融によっております。

また、総合金融事業を営む連結子会社はクレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービス事業を行っており、銀行業及び保険業を営む国内連結子会社では、有価証券等の運用業務も行っております。

当該事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案して、顧客からの預金、金融機関からの借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化等によって資金調達を行っております。また、一時的な資金の過不足に対応するため、短期市場での資金運用及び資金調達を行っております。なお、一部の連結子会社は在外子会社であり外貨ベースで事業を行っております。

このように、総合金融事業は主として金利変動、為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動によるリスクを管理するために資産及び負債の総合的管理（ALM：アセット・ライアビリティ・マネジメント）を実施しております。

当社グループにおけるデリバティブ取引は、主として、資金調達に伴う金利変動リスクや為替変動リスク、事業活動上生じる金融取引の市場リスクを回避することを目的として行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

銀行業における有価証券は、外国証券及び債券・株式等であり、それぞれ発行体等の信用リスク及び市場リスク等に晒されております。

銀行業における貸出金及び営業貸付金は、主として個人及び事業者に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、主に1年以内の支払期日であります。

なお、外貨建の営業債権及び債務は為替の変動リスクに晒されております。

銀行業における預金は、銀行業を営む連結子会社の顧客からの預金であり、金融情勢の変動や一定の環境下で当該連結子会社が市場を利用できなくなる場合や財務内容の悪化等により、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクをはじめ、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー、長期借入金、社債及びリース債務は主に営業取引、設備投資及び株式取得に係る資金調達であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期又は償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。

デリバティブ取引は、主として、外貨建債権債務の為替変動のリスクを回避するための先物為替予約

取引及び通貨スワップ取引や短期借入金、長期借入金、社債及び市場性のある債券に係る金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引及び金利オプション取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行による信用リスクを有しております。なお、デリバティブ取引のヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 1-7. 会計処理基準に関する事項 (9)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、当社グループ規程に従い、受取手形及び売掛金等の営業債権について、営業部門及び経理財務部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券のうち、市場価格のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

総合金融事業を営む連結子会社は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、適切な与信審査・管理を行うことにより信用リスク管理を行っております。これらの与信管理は、審査部門が新規与信実行時及び実行後に継続的に信用状況を把握するとともに、債権管理部門において分析・研究を行い審査部門と連携することにより実施しております。また、銀行業を営む国内連結子会社は、リスク量として主にバリュエーション・アット・リスク（過去のデータ等に基づき、今後の一定期間において、特定の確率で保有する金融商品に生じる損失額の推計値。以下「VaR」という。）を計測し、定期的にリスクコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しております。

差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定する等保全措置を講じております。

デリバティブの利用にあたっては、取引金融機関を国際的に信用の高い相手先に限定し、かつ取引契約締結額も相手先の信用状況を常時把握していることから、信用リスクはほとんどないと判断しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、借入金及び社債等に係る支払金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用しております。また、外貨建営業債権及び債務に係る為替変動リスクを回避する目的で、先物為替予約を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、市場動向、時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を定期的にモニタリングして経営陣に報告するとともに、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に基づき、担当執行役又は担当取締役の承認後、所管部署が実行と残高の把握及び管理を行っております。

総合金融事業を営む連結子会社は、市場リスクに関する管理諸規程に従い、リスクの所在、規模等を把握し、適切な市場リスク管理を行うとともに、管理状況等を定期的に内部統制推進委員会において経営陣に報告しております。市場リスク管理に係る体制としては、収益部門から独立したリスク管理の組織・体制を整備することにより、業務上の相互牽制を確保しています。また、原則保有するすべての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主にVaRを用いて市場リスク量を管理しております。具体的には、VaRが取締役会等で決議したリスク限度額（資本配賦額）を超過しないよう市場リスクをコントロールしております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リ

スクを管理しております。

総合金融事業を営む連結子会社は、継続的なキャッシュ・フローのモニタリングを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。また、銀行業を営む国内連結子会社は、流動性リスク管理として、支払準備資産保有比率及び資金ギャップ枠を設定し、リスク管理部が日々モニタリングを行い、その結果を定期的にリスクコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しています。また、運営にあたっては資金効率を考慮しつつも流動性確保にウェイトを置いた管理を行っています。

(4)総合金融事業における市場リスクの定量的情報等について

総合金融事業で銀行業を営む国内連結子会社における市場リスクについては、モンテカルロシミュレーション（保有期間120日、観測期間3年、信頼区間99%値）によりVaRを計測しており、2025年2月28日現在の金額は33,266百万円であります。なお、在外子会社並びに一部国内子会社については、当該影響額が限定的であることから、市場リスクの計測は実施しておりません。

ただし、当該影響額は、過去の相場等の変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(5)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該時価が異なることもあります。また、「7-2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

フー 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。(注)をご参照下さい。) また、現金は注記を省略しており、預金、コールローン、支払手形及び買掛金、短期借入金、コマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)受取手形及び売掛金 貸倒引当金等(※1)	1,856,384 △59,225		
	1,797,158	1,829,254	32,096
(2)有価証券			
①銀行業における有価証券(※2)	768,296	766,635	△1,661
②銀行業における買入金銭債権	79,348	79,348	—
③保険業における有価証券	15,049	15,049	—
④その他	11,703	11,702	△1
	874,398	872,735	△1,662
(3)営業貸付金 貸倒引当金(※1)	595,895 △73,792		
	522,103	530,882	8,779
(4)銀行業における貸出金 貸倒引当金(※1)	3,022,476 △4,107		
	3,018,369	3,076,237	57,867
(5)投資有価証券 関係会社株式等 その他有価証券	63,277 229,373 292,651	77,344 229,373 306,718	14,067 — 14,067
(6)差入保証金 (1年内償還予定分を含む) 貸倒引当金(※1)	395,540 △2,591 392,948		
		356,520	△36,428
資産計	6,897,628	6,972,348	74,719

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)銀行業における預金	5,196,949	5,188,418	△8,530
(2)社債 (1年内償還予定分を含む)	1,126,936	1,088,385	△38,551
(3)長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	1,874,925	1,848,574	△26,351
(4)リース債務 (流動及び固定負債)	393,634	403,085	9,451
(5)長期預り保証金 (1年内返済予定分を含む)	281,776	272,880	△8,895
負債計	8,874,223	8,801,345	△72,877
デリバティブ取引(※3)	△4,376	△4,376	—

(※1) 受取手形及び売掛金、営業貸付金、銀行業における貸出金及び差入保証金に係る貸倒引当金並びに割賦利益繰延(流動負債)を控除しております。

(※2) 銀行業における有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示をしております。

(注) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「(2)有価証券」及び「(5)投資有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式(※1)	23,591
組合等出資金(※2)	9,966

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合等出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基

準適用指針第31号 2021年6月17日)
第24-16項に基づき、時価開示の対象と
はしていません。

7-3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関
する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプ
ットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つの
レベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るイ
ンプットのうち、活発な市場に
おいて形成される当該時価の算
定の対象となる資産又は負債に
関する相場価格により算定した
時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るイ
ンプットのうち、レベル1のイ
ンプット以外の時価の算定に係
るインプットを用いて算定した
時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係る
インプットを使用して算定した
時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複
数使用している場合には、それらのインプットがそ
れぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優
先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
銀行業における有価証券	305,615	367,418	21,025	694,059
銀行業における買入金銭債権	—	—	79,348	79,348
保険業における有価証券	—	15,049	—	15,049
投資有価証券				
その他有価証券	220,748	557	8,067	229,373
資産計	526,363	383,025	108,441	1,017,831
デリバティブ取引	—	△4,376	—	△4,376

銀行業における有価証券には、「時価の算定に関す
る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31
号 2021年6月17日) 第24-9項の基準価額を時価
とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれており
ません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連
結貸借対照表価額は2,348百万円であります。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以
外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	—	133,707	1,695,547	1,829,254
有価証券				
銀行業における有価証券	21,330	10,614	38,283	70,227
その他	—	11,702	—	11,702
営業貸付金	—	—	530,882	530,882
銀行業における貸出金	—	—	3,076,237	3,076,237
投資有価証券				
関係会社株式等	77,344	—	—	77,344
差入保証金 (1年内償還予定分を含む)	—	356,520	—	356,520
資産計	98,674	512,544	5,340,950	5,952,169
銀行業における預金	—	5,188,418	—	5,188,418
社債 (1年内償還予定分を含む)	—	1,088,385	—	1,088,385
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	—	1,848,574	—	1,848,574
リース債務 (流動及び固定負債)	—	403,085	—	403,085
長期預り保証金 (1年内返済予定分を含む)	—	272,880	—	272,880
負債計	—	8,801,345	—	8,801,345

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に
係るインプットの説明

資産

受取手形及び売掛金

金融サービス業を営む連結子会社の売掛金の時
価は、営業債権の種類及び期間に基づく区分毎に
信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを

算定し、リスクフリー・レートに債権の回収コスト（経費率）を加味した利率で割り引いて算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しています。金融サービス業以外の連結子会社の受取手形及び売掛金の時価は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。

有価証券、投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価を主にレベル1の時価に分類しております。債券及び買入金銭債権のうち、取引所の価格及び取引金融機関等から提示された相場価格があるものは当該価格を時価とし、国債等はレベル1の時価、それ以外の債券はレベル2の時価に分類しております。相場価格が入手できないものは主にレベル3の時価に分類しております。上場投資信託については、取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価を主にレベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、主にレベル2の時価に分類しております。

営業貸付金

営業債権の種類及び期間に基づく区分毎に、保証料率、期限前返済率、倒産確率、回収率を反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリー・レートで割り引いて算定しております。算定にあたり、観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットが重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

銀行業における貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を、市場

金利にスプレッド等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。仕組貸出については、オプション価格モデル等を用いて、元利金の合計額を市場金利にスプレッド等を反映させた割引率で割り引いて、時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないため、レベル2の時価に分類しております。

負債

銀行業における預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来キャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務

社債は市場価格に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割引いて算定する方法によっており、金利スワップは、市場金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、リスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを、対応するリスクフリー・レートで割引いた現在価値により算定しております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないため、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引所取引は取引所等における最終の価格をもって時価とし、店頭取引は割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。店頭取引の価額を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等であります。店頭取引については、取引相手方及び当社グループの信用リスクに関する調整

(CVA、DVA)を行っております。取引所取引については主にレベル１の時価、店頭取引については、観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットが重要でない場合はレベル２の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価のいずれかに分類しております。

８．賃貸等不動産に関する注記

８－１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、全国主要都市を中心に賃貸商業施設等を有しております。

８－２．賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)
1,465,637	2,065,465

(注) １ 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) ２ 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）又は鑑定会社より鑑定評価書を取得し算定した金額であります。

９．収益認識に関する注記

９－１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位：百万円)

	報告セグメント				
	GMS	SM	DS	ヘルス&ウエルネス	総合金融
商品売上高	3,293,029	2,942,554	401,509	1,320,260	－
サービス収入等	40,598	60,051	7,843	490	4,979
顧客との契約から生じる収益	3,333,627	3,002,606	409,352	1,320,751	4,979
その他の収益 (注) ３	127,040	43,150	882	1,246	462,044
外部顧客への営業収益	3,460,668	3,045,757	410,235	1,321,997	467,023

[連結]

	報告セグメント				その他 (注) 1
	ディベ ロッパー	サービス・ 専門店	国際	計	
商品売上高	56	359,239	465,965	8,782,615	10,910
サービス収入等	141,893	154,157	38,249	448,264	4,510
顧客との契約から生じる収益	141,949	513,396	504,215	9,230,879	15,420
その他の収益 (注) 3	267,389	1,699	40,046	943,500	0
外部顧客への 営業収益	409,338	515,096	544,261	10,174,380	15,421

	合計	調整額 (注) 2	連結損益 計算書 計上額
商品売上高	8,793,525	36,039	8,829,564
サービス収入等	452,775	△91,265	361,510
顧客との契約から生じる収益	9,246,300	△55,225	9,191,074
その他の収益 (注) 3	943,501	301	943,803
外部顧客への 営業収益	10,189,801	△54,924	10,134,877

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、デジタル事業等を含んでおります。

2 「調整額」の区分は、当該事業セグメントの業績表示に適した取引について組み替えている調整額及び、事業セグメントに帰属しない本社、商品供給等を行っている会社の収益であります。

3 「その他の収益」は主に「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく定期借家テナント賃料や「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)に基づくカードキャッシング利息等であります。

9-2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 1-7. 会計処理基準に関する事項 (6)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9-3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1)契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)
117,941百万円

顧客との契約から生じた債権 (期末残高)
125,335百万円

連結貸借対照表上、「受取手形及び売掛金」に計上しております。

契約負債 (期首残高) 227,520百万円

契約負債 (期末残高) 217,954百万円

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当該履行義務に配分した取引価格は、主に商品券、ポイント、テナントとの出店契約に基づく共益費収入等であります。商品券は使用されるにつれて主に今後1年から10年の間で収益を認識することを見込んでおります。ポイントは履行義務の充足に応じて今後2年の間で収益を認識することを見込んでおります。テナントとの出店契約に基づく共益費収入等は、実際の契約期間に応じて収益を認識します。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,218円63銭

1株当たり当期純利益金額 33円58銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 33円55銭

(注) 算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純利益 28,783百万円

普通株主に帰属しない金額 一百万円

普通株式に係る親会社株主に 28,783百万円

帰属する当期純利益

普通株式の期中平均株式数 857,140,910株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

金額の算定に用いられた親会社株主に

帰属する当期純利益調整額 △20百万円

普通株式増加数 222,668株

(うち新株予約権) (222,668株)

普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に従業員持株ESOP信託が保有する当社株式85,700株を含めております。なお、当該信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、644,789株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

11-1. 連結子会社による株式譲渡契約の締結（イオン・アリアンツ生命保険㈱）

当社の連結子会社であるイオンフィナンシャルサービス㈱（以下「イオンフィナンシャルサービス」という。）は、イオンフィナンシャルサービスが保有するイオン・アリアンツ生命保険㈱（以下「イオン・アリアンツ生命」という。）の株式の一部につき、2025年3月21日付で明治安田生命保険相互会社（以下「明治安田生命」という。）に譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。その概要は以下のとおりです。

(1) 株式譲渡の概要

- ① 株式譲渡の相手企業の名称
明治安田生命保険相互会社
- ② 株式譲渡の対象となる子会社の名称及び事業の内容
当該子会社の名称：
イオン・アリアンツ生命保険㈱
事業の内容：保険業
- ③ 株式譲渡の理由
少子高齢化・人口減少の進行や都市・地域間の格差の拡大等の社会課題がいつそう顕在化すると見込まれるなか、地域の課題が今後さらに深刻化することが予想されます。これらは、小売業を主体とする当社グループと生命保険業を営む明治安田生命にとって、共通の経営課題であると考えています。

この度イオンフィナンシャルサービスが保有するイオン・アリアンツ生命の株式の一部を明治安田生命に譲渡し、当社とイオンフィナンシャルサービス、明治安田生命の3社で包括的パ

ートナードシップを推進いたします。本包括的パートナーシップを通じて、3社はそれぞれ有する強みを活かして健康増進や地域活性化に資する多様な提供価値を共創し、3社のお客さまをはじめとしたステークホルダーに価値ある商品・サービスの提供を行ってまいります。

- ④ 株式譲渡実行日
2025年7月1日（予定）
※株式譲渡実行日は、競争法当局の手続き等によって変動する可能性があります。
- ⑤ 譲渡する株式の数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況
異動前の所有株式数：
863,000株（議決権所有割合：100%）
譲渡する株式の数：
734,413株（議決権所有割合：85.1%）
譲渡株式の譲渡価額：494億円
異動後の所有株式数：
128,587株（議決権所有割合：14.9%）
※所有株式数は、株式譲渡の直前に実施予定であるイオンフィナンシャルサービスによるイオン・アリアンツ生命への660億円の増資（以下「クローヱグ前増資」という。）を反映したことになります。
※譲渡株式の譲渡価額は、クローヱグ前増資を踏まえたイオンフィナンシャルサービスが保有する譲渡株式の株式価値として合意した金額であり、最終的な譲渡価額は、本株式譲渡契約に定める価格調整等を経て決定されます。

- (2) 翌連結会計年度以降の連結計算書類に与える影響
本株式の譲渡に伴い、イオン・アリアンツ生命は当社の連結の範囲から除外される見込みです。翌連結会計年度以降の連結計算書類に与える影響については現在精査中であります。

[個別]

■計算書類

●株主資本等変動計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
2024年3月1日残高	220,007	316,894	94	316,989	11,770	3,701	35,500	22,788	73,760
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩高						△119		119	—
別途積立金の取崩高							△20,000	20,000	—
剰余金の配当								△32,570	△32,570
当期純利益								40,221	40,221
自己株式の取得									
自己株式の処分			10,305	10,305					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	10,305	10,305	—	△119	△20,000	27,770	7,650
2025年2月28日残高	220,007	316,894	10,400	327,295	11,770	3,581	15,500	50,559	81,411

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
2024年3月1日残高	△20,478	590,279	75,920	74	75,995	362	666,637
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩高		—					—
別途積立金の取崩高		—					—
剰余金の配当		△32,570					△32,570
当期純利益		40,221					40,221
自己株式の取得	△13	△13					△13
自己株式の処分	7,221	17,527					17,527
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△56,980	829	△56,151	226	△55,925
事業年度中の変動額合計	7,208	25,164	△56,980	829	△56,151	226	△30,760
2025年2月28日残高	△13,270	615,444	18,939	903	19,843	588	635,876

●個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

②デリバティブ

……時価法

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

……経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の耐用年数として以下の年数を採用
しております。

建 物

(事 務 所) 30～50年

(建物附属設備) 2～18年

構 築 物 2～44年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産

……定額法

③長期前払費用

……定額法

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

……債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権に
ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等
特定の債権については個別に回収可能性を検
討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

……従業員及び時間給制従業員に支給する賞与に

備え、支給見込額のうち当事業年度に負担す
る金額を計上しております。

③退職給付引当金（前払年金費用）

……従業員の退職給付に備え、当事業年度末にお
ける退職給付債務及び年金資産の見込額に基
づき、当事業年度末において発生していると
認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の
平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）に
よる定額法により翌事業年度から費用処理す
ることとしております。

④投資等損失引当金

……関係会社等に対する投資等に伴う損失に備え、
当該会社の実情を勘案し、株式等の実質価額
の低下額を固定資産の投資その他の資産にて、
投資先の債務超過相当額のうち当社負担見込
額を固定負債にてそれぞれ計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社は、純粋持株会社として投資先である関係会社の
事業活動の管理を行っております。当社の主な収益は、
関係会社受取配当金及び関係会社受入手数料となってお
ります。このうち関係会社受入手数料は、契約に基づき
概ね一定期間にわたる履行義務充足に応じて収益を認識
しております。

(5)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場によ
り円貨に換算し、換算差額は損益として処理してお
ります。

②ヘッジ会計の方法は次によっております。

ヘッジ会計の方法

……原則として繰延ヘッジ処理によっております。
ただし、振当処理の要件を満たす為替予約に
ついては、振当処理によっております。また、
特例処理の要件を満たす金利スワップについ
ては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

……（ヘッジ手段）（ヘッジ対象）
為替予約 ……外貨建金銭債権債務
金利スワップ……借入金及び社債

ヘッジ方針

……為替予約は為替変動リスクを回避する目的で、
また、金利スワップは金利変動リスクを回避
する目的で行っております。なお、デリバ
ティブ取引については管理規程に基づき、担
当執行役の承認を得て行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

……ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間
において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変
動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比
較し、両者の変動額を基礎にして判断してお
ります。ただし、特例処理によっている金利
スワップについては有効性の評価を省略して
おります。

③退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理
の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理
の方法と異なっております。

(6)追加情報

（従業員持株ESOP信託に関する会計処理方法）
連結計算書類に当該注記をしております。

（イオンモール㈱）の完全子会社化に向けた基本合意書
締結及びイオンディライト㈱の完全子会社化に向けた公
開買付けの開始について）

当社は、2025年2月28日にイオンモール㈱（以下、
イオンモール）と株式交換による完全子会社化に向けた
協議を開始する旨の基本合意書を締結いたしました。ま
た、イオンディライト㈱（以下、イオンディライト）の
完全子会社化に向けて同社の株式を公開買付けにより取
得することを決定いたしました。

①背景・目的

両社を完全子会社化する目的は、事業構造改革の一
環として行うものであり、グループのスケールを
効率的かつ効果的に活用し、両社の成長速度を上げ、
収益構造の改革や事業規模を拡大すること、並びに

収益性の高いイオンモールとイオンディライトの外
部流出利益を取り込むことで、グループの自己資本
増強、キャッシュ・フローの安定的な創出を図るも
ののです。完全子会社化の方法は以下の通りです。

②イオンモール

手法	株式交換
本株式交換に係る 割当ての内容	株式交換契約締結までにイオン及びイ オンモールで協議の上決定
本株式交換の日程	・基本合意書締結日 2025年2月28日 ・株式交換契約締結日 2025年4月上旬 (予定) ・株式交換の効力発生日 2025年7月 (予定)

③イオンディライト

手法	公開買付（TOB）
買付の上限・下限	上限：なし 下限：3分の2
公開買付価格	1株当たり 5,400円（2025年2月27日 終値4,625円に対して16.76%のプレミ アム）
本公開買付の日程	・機関決定日 2025年2月28日 ・公開買付期間 2025年3月3日から 2025年4月24日（38営業日）（予定） ・買付結果公表日 2025年4月25日（予 定） ・買付代金決済日 2025年5月2日（予 定）

2. 会計上の見積りに関する注記

市場価格のない関係会社株式等の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円未満切捨)	
	当事業年度
関係会社株式（注）	567,934
関係会社出資金（注）	36,202
投資等損失引当金（投資その他の資産）	△23,428
投資等損失引当金（固定負債）	120,788

（注）貸借対照表計上額のうち、市場価格のないものを
記載しております。

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情
報

①算出方法

当社は、純粋持株会社として、関係会社の株式等

を保有することにより、投資先である関係会社の事業活動の管理を行っております。市場価格のない関係会社株式の評価にあたっては、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復する可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しております。実質価額は、関係会社の直近の1株当たりの実質純資産額に所有株式数を乗じた金額とし、著しい低下とは実質価額が簿価に比べて50%以上低下した場合としております。また、関係会社株式の実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価額がある程度低下した場合、または、関係会社株式の実質価額が著しく低下したものの、回復する可能性が十分な証拠により裏付けられたため、直接減額は行わなかった場合に、実質価額の見積りや回復する可能性の判断を万全に行うことは実務上困難なときがあることを鑑み、健全性の観点から、このリスクに備えて投資その他の資産に投資等損失引当金を計上しております。

また、関係会社が債務超過の状況にある場合には、当該債務超過額のうち当社負担見込額を固定負債の投資等損失引当金として計上することとしております。

②主要な仮定

関係会社株式の実質価額の算定にあたり、投資先である関係会社の実質純資産額は、関係会社の資産等の時価評価に基づく評価差額その他、超過収益力、当社グループ内での経営統合や事業再編により見込まれる効果やコントロールプレミアム等を加味して算定しております。回復可能性の判断については、関係会社の概ね5年後の1株当たり純資産見込額が、関係会社株式の1株当たり簿価を上回るかどうかで判断しております。関係会社の将来の純資産見込額は、主として経営者により承認された中長期計画の数値等を基礎として算定しており、中長期計画の前提となった数値は、経営者の判断を伴う主要な仮定の影響を受けますが、これらの主要な仮定として、

将来の売上収益の成長予測、商品原価、人件費や家賃等の販売管理費の変動予測等に、将来の市場環境や経営環境の変化を考慮して織り込んでおります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定について、著しい経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更等により、投資先である関係会社の実質純資産額、将来の純資産見込額の見積りの見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の評価損等が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額

21,317百万円

(2)担保に供している資産

流動資産 その他（注） 20,791百万円

（注）デリバティブ取引に係る差入保証金であります。

(3)保証債務等

経営指導念書等

主要な関係会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差入れております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第61号）に基づく保証類似行為に該当するものではありません。

(4)関係会社に対する金銭債権債務額（区分表示したものを除く）

短期金銭債権額 28,522百万円

短期金銭債務額 169,685百万円

(5)預り金

当社は、関係会社の余裕資金の有効活用を目的とし、一部の関係会社との間で金銭消費寄託契約を締結しております。当該契約により寄託された金額（期末残高167,162百万円）を預り金に計上しております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	77,881百万円
営業取引以外の取引高	8,704百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
自己株式	普通株式	15,941	3	5,038	10,906	注1,2,3

- (注1) 当期末株式数には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式85千株を含めて記載しております。
- (注2) 当期増加株式数は、単元未満株式3千株の買取りによるものであります。
- (注3) 当期減少株式数は、従業員持株ESOP信託における株式売却1,029千株、新株予約権の行使53千株、京成電鉄㈱との資本業務提携を目的とした第三者割当による自己株式の処分3,954千株、及び単元未満株式の買増請求に伴う売渡0千株によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

- (1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	91百万円
未払事業税	861百万円
未確定債務	46百万円
有形固定資産	41百万円
貸倒引当金	18百万円
投資有価証券及び関係会社株式	55,713百万円
預り金	12,682百万円
投資等損失引当金	43,986百万円
その他	454百万円

繰延税金資産小計 113,897百万円

将来減算一時差異の合計に係る

評価性引当額	△74,601百万円
評価性引当額小計	△74,601百万円
繰延税金資産合計	39,295百万円
繰延税金負債	
デリバティブ債権	△2,803百万円
固定資産圧縮積立金	△1,571百万円
その他有価証券評価差額金	△7,997百万円
繰延ヘッジ損益	△396百万円
その他	△1,859百万円
繰延税金負債合計	△14,628百万円
繰延税金資産の純額	24,667百万円

- (2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	30.5%
(調整)	
受取配当金等一時差異ではない項目	△16.0%
評価性引当額の増減	9.9%
子会社清算に伴う繰越欠損金引継	△0.9%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.5%

- (3)決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律一三）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が創設されることとなりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.5%から31.4%に変更されます。変更後の法定実効税率を当事業年度末で適用した場合、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）が532百万円増加し、法人税等調整額（貸方）が699百万円、その他有価証券評価差額金（借方）が167百万円増加します。

7. 関連当事者との取引に関する注記

区分	種類	会社等の 名称又は 氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社及び 関連会社等	子会社	イオン リテール(株)	所有 直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注1)	158,786 2,676	短期貸付金 未収収益	181,000 576
					ロ イ ヤ ル ティの受取 (注2)	4,517	未収収益	2,474
		㈱ダイエー	所有 直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注1)	36,871 667	短期貸付金 未収収益	32,600 173
		イオン マーケット (株)	所有 直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注1)	32,028 580	短期貸付金 未収収益	32,120 153
		㈱メガ スポーツ	所有 直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取 (注1)	29,887 541	短期貸付金 未収収益	29,321 144
		イオン マーケ ティング(株)	所有 直接 85.10 間接 14.90	消費寄託契約	消費寄託契 約に基づく 預り金 利息の支払 (注3)	40,348 127	預り金 未払費用	43,529 48
		マックス バリュ 東海(株)	所有 直接 64.61	消費寄託契約 役員の兼任	消費寄託契 約に基づく 預り金 利息の支払 (注3)	25,681 79	預り金 未払費用	27,500 29
		イオン モール(株)	所有 直接 58.24 間接 0.59	消費寄託契約 役員の兼任	消費寄託契 約に基づく 預り金 利息の支払 (注3)	20,143 64	預り金 未払費用	29,000 31
		ミニ ストップ(株)	所有 直接 48.79 間接 5.32	消費寄託契約 役員の兼任	消費寄託契 約に基づく 預り金 利息の支払 (注3)	19,969 62	預り金 未払費用	12,000 22
		松阪 商業開発(株)	なし	資金の貸付	債権放棄 (注4)	2,026	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。
- (注2) ロイヤルティの受取については、当社の基準に準拠し決定しております。
- (注3) 消費寄託契約による資金の預りは、関係会社の余裕資金の有効活用を目的としており、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。
- (注4) 関係会社の会社清算に伴う債権放棄であり、投資等損失引当金を充当しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 737円83銭
- (2) 1株当たり当期純利益金額 46円92銭